**○総務省
国土交通省
農林水産省告示第四号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定に基づき、過疎地域をその区域とする市町村を次のとおり公示する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

都道府県	郡　市	町　村
北海道	函館市	
	釧路市	
	富良野市	
	石狩郡	
	余市郡	
	網走郡	
	白老郡	
	勇払郡	
	つがる市	
青森県	三戸郡	五戸町
	二戸市	
岩手県	気仙沼市	
宮城県	本吉郡	南三陸町
秋田県	南秋田郡	八郎潟町
山形県	最上郡	金山町
福島県	石川郡	平田村
	田村郡	小野町
栃木県	那須郡	那珂川町
群馬県	吾妻郡	中之条町
千葉県	勝浦市	
石川県	羽咋市	
岐阜県	揖斐郡	揖斐川町
大阪府	南河内郡	千早赤阪村
和歌山県	有田郡	湯浅町
	日高郡	印南町
岡山県	備前市	
広島県	府中市	
福岡県	みやま市	
	田川郡	香春町　赤村
長崎県	島原市	
宮崎県	日南市	
	児湯郡	都農町
鹿児島県	枕崎市	
	指宿市	

○財務省告示第百号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）

別表独立行政法人日本万国博覧会記念機構の項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の項を削る。

○財務省告示第百一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）

別表独立行政法人日本万国博覧会記念機構の項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の項を削る。

○財務省告示第百二号

登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）

別表独立行政法人日本万国博覧会記念機構の項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の項を削る。

○財務省告示第百三号

登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、別表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項の第三欄の第二号の改正規定（「第三十一条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改める部分を除く。）及び同欄の第三号の改正規定（「第三十一条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改める部分を除く。）は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎